

別記（建設業者団体の長）宛

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

各専門工事業団体における標準見積書の作成について

1 社会保険未加入問題について

建設業においては、関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進め、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する必要があります。そのため、中央建設業審議会からの提言「建設業における社会保険加入の徹底について」（平成24年3月）や、社会保険未加入対策の具体化に関する検討会における取りまとめ（同年2月）を踏まえ、国土交通省では、関係する様々な主体と連携しながら、総合的対策の実施に取り組んでいるところです。

2 法定福利費を確保する必要性について

こうした取組を進めるに当たっては、法定福利費が発注者から元請企業、下請企業を経由して個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることが重要です。

これまでも、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、その建設工事における全ての受注者が雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付するよう指導、助言その他の援助を行うこととされる（「建設業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月））とともに、社会保険の保険料に係る費用は、受注者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として考慮すべきとされています（「発注者・受注者間における法令遵守ガイドライン」（平成23年8月））。

また、中央建設業審議会より「社会保険加入の前提となる法定福利費の原資を確保するため、専門工事業界を中心として見積時の法定福利費の明示を進める」との提言（平成24年3月）や、5月29日に設立された社会保険未加入対策推進協議会において「社会保険加入の前提となる法定福利費の原資の確保に向け、発注者から下請企業まで適正に支払われるようそれぞれの立場からの取組を行う」旨の申し合わせがなされています。

なお、国土交通省直轄の土木工事においては、これまで実態調査による法定福利費の支払額に基づき現場管理費の一部として計上されていたところですが、本年4月から、本来事業者が負担すべき法定福利費の額について予定価格に適切に反映できるように、現場管理費率式の見直しを実施しています。また、国土交通省直轄の建築工事については、本来事業者が負担すべき法定福利費の額について、これまでも予定価格に適切に反映していたところです。

3 法定福利費の内訳を明示するための標準見積書の作成について[依頼]

少なくとも現在の民間工事に係る受注においては、トン単価や平米単価による見積もりが一般的となっており、法定福利費がどのように扱われているのかが分かりにくい状況となっています。

こうした状況を踏まえ、法定福利費は、本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であるという前提の下、従来の総額単価による見積もりだけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要があります。

そのため、各専門工事業団体におかれましては、業種ごとに見積時に法定福利費の内訳を明示するための標準見積書及びその作成手順書を検討・作成頂くようお願いいたします。

検討の結果作成された標準見積書の案については、本年10月に予定されている第2回目の社会保険未加入対策推進協議会において取りまとめることを予定しておりますので、それまでにご報告頂き、試行を行った後、平成25年度より本格運用を開始することとしたいと考えております。

なお、標準見積書については、作成後、その作成手順書と合わせて会員企業に周知頂くとともに、元請団体・元請企業にその活用を求めて頂くこととなりますが、同時に国土交通省からも元請団体に対し下請契約の見積時から法定福利費を適正に考慮するよう求めるなど、法定福利費の内訳明示や法定福利費の確保に向け関係者への必要な働きかけを行っていくこととしております。

現 状

- 保険未加入対策を進める上で、法定福利費が発注者から元請、下請企業を経由して個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることは重要な課題である。
- 本来、法定福利費は受注者が義務的に負担しなければならない費用であり、発注及び受注者は見積時から必要経費として考慮すべきとされている。発注者から工事を請負った元請は、ガイドライン上、社会保険等に加入し保険料を適正に納付することが求められている。
(・平成 3 年 建設産業における生産システム合理化指針
・平成 2 3 年 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン)
- しかし、現在の現場の状況を見ると、民間工事の発注者・元請間や元請・下請間、下請・再下請間では、トン単価・m単価等による見積が一般的となっており、法定福利費が具体的にどうなっているのかが見えない状態となっている。

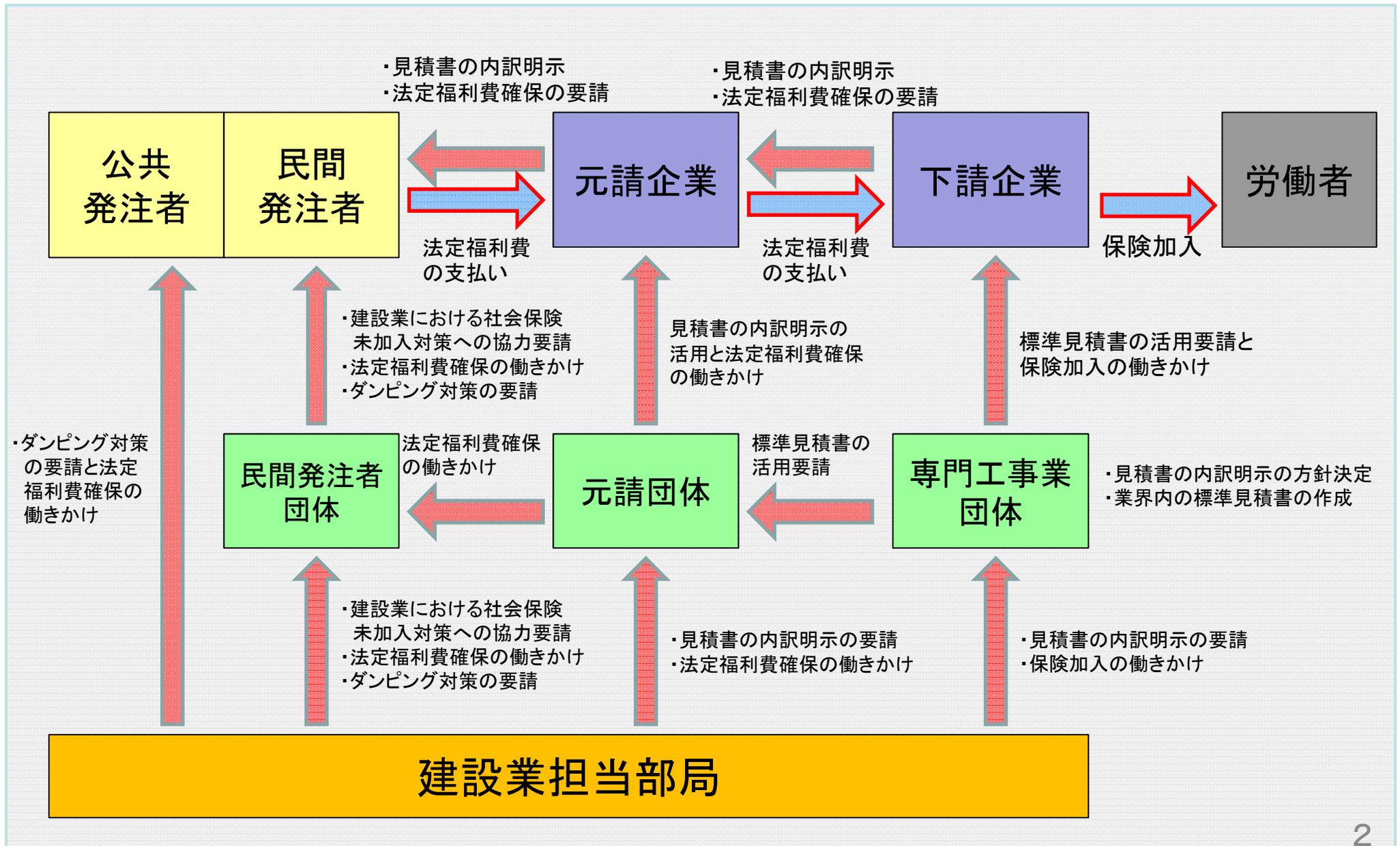
対応方針

- 見積の方式を変更し、従来の総額単価だけでなく、これに含まれる法定福利費見込額を内訳として明示することにより、必要な金額の確保に繋げることとする。
- このため、各専門工事業団体において、各々の専門工事業者の実情を踏まえた標準見積書を検討・作成し、その作成手順書と併せて会員企業に周知をするとともに、元請団体・元請企業にこの活用を求める。

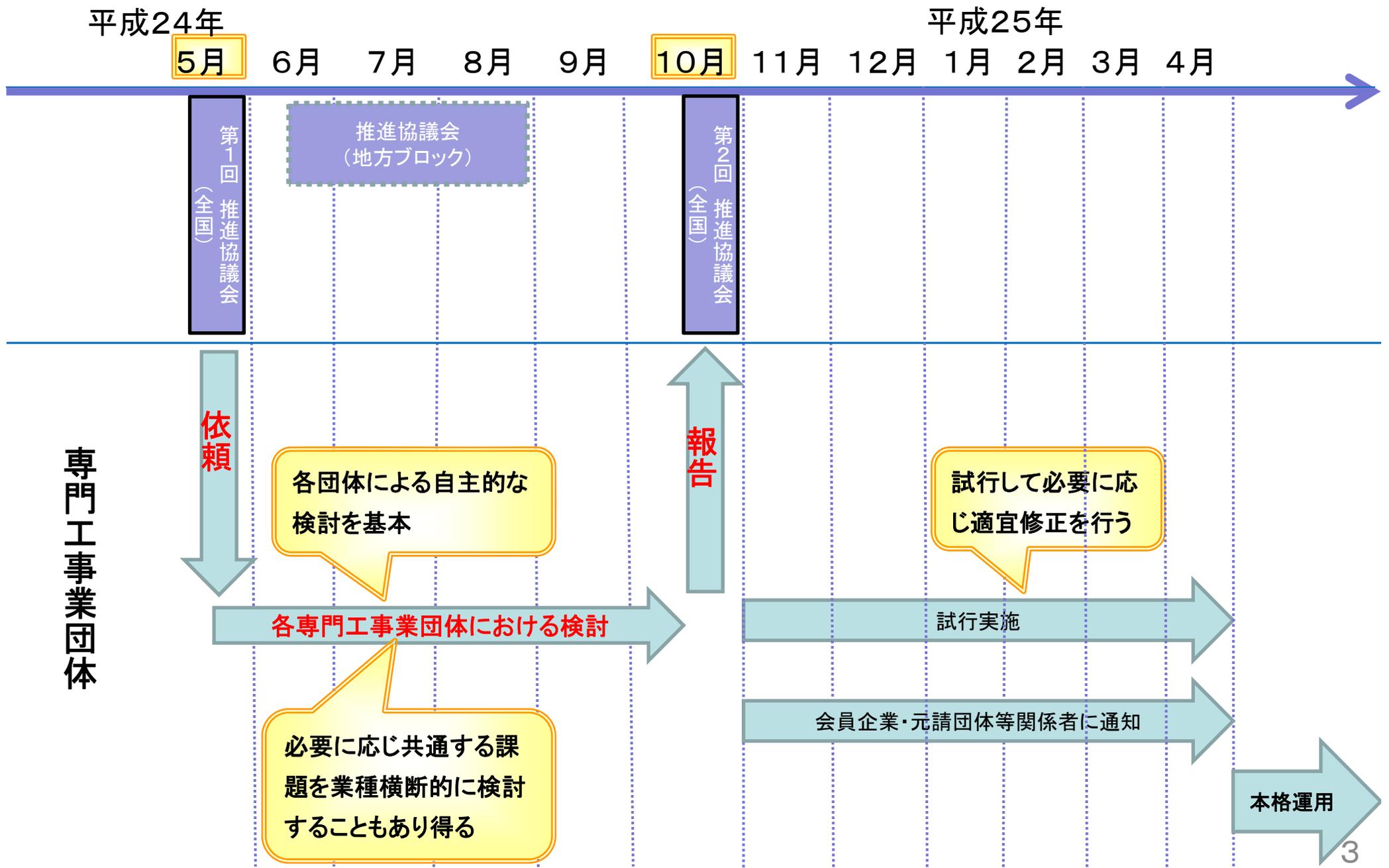
スケジュール

- 第 1 回推進協議会（5 月 2 9 日）において各専門工事業団体に依頼。
- 9 月頃までに各専門工事業団体において検討し、第 2 回推進協議会（1 0 月予定）に状況を報告。

法定福利費の確保に向けたイメージ図



標準見積書の作成に係るスケジュール(案)



過去の見積書の例

平均労務賃金及び諸経費表(昭和59年度)

→詳細は裏面へ

(略)

(現場事務所経費を含む)	工具消耗、修理費用、什器備品、事務用品、 交際費、人件費等 作業員1名当り 平均 円/日	(%)	工具消耗、修理費用、什器備品、事務用品、 交際費、人件費等 作業員1名当り 平均 円/日	(%)	工具消耗、修理費用、什器備品、事務用品、 交際費、人件費等 作業員1名当り 平均 円/日	(%)
2 計		円		円		円
法定福利費	① 円/日 × / × = 円/日	円	① 円/日 × / × = 円/日	円	① 円/日 × / × = 円/日	円
イ. 健康保険料	② 円/日 × / × = 円/日		② 円/日 × / × = 円/日		② 円/日 × / × = 円/日	
事業主負担折半	③ 円/日 × = 円/日		③ 円/日 × = 円/日		③ 円/日 × = 円/日	
$\frac{\times 1}{1000 \quad 2}$	①+②+③ 円/日+ 円/日+ 円/日= 円/日		④ 円/日 × = 円/日		①+②+③ 円/日+ 円/日+ 円/日= 円/日	
日雇健保			①+②+③+④ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日= 円/日			
円以上 8級 ×1	① 円/日 × / × = 円/日	円	① 円/日 × / × = 円/日	円	① 円/日 × / × = 円/日	円
2	② 円/日 × / × = 円/日		② 円/日 × / × = 円/日		② 円/日 × / × = 円/日	
円以上 7級 ×1	③ 円/日 × / × = 円/日		③ 円/日 × / × = 円/日		③ 円/日 × / × = 円/日	
2	④ 円/日 × / × + 円/日		④ 円/日 × / × = 円/日		④ 円/日 × / × = 円/日	
ロ. 雇用保険料	= 円/日		⑤ 円/日 × / × + 円/日 = 円/日		⑤ 円/日 × / × + 円/日 = 円/日	
事業主負担	①+②+③+④ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日		①+②+③+④+⑤ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日 + 円/日 = 円/日		①+②+③+④+⑤ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日 + 円/日 = 円/日	
1000	= 円/日					
ハ. 厚生年金保険料	① 円/日 × / × = 円/日	円	① 円/日 × / × = 円/日	円	① 円/日 × / × = 円/日	円
事業主負担折半	② 円/日 × / × = 円/日		② 円/日 × / × = 円/日		② 円/日 × / × = 円/日	
$\frac{\times 1}{1000 \quad 2}$	①+② 円/日+ 円/日 = 円/日		①+② 円/日+ 円/日 = 円/日		①+② 円/日+ 円/日 = 円/日	
ニ. 労災保険料	作業員1名当り 平均 円/日	円	作業員1名当り 平均 円/日	円	作業員1名当り 平均 円/日	円
計	イ+ロ+ハ+ニ = 円/日	(%)	イ+ロ+ハ+ニ = 円/日	(%)	イ+ロ+ハ+ニ = 円/日	(%)
ホ. 退職金	建退共掛金および中退共掛金など 作業員1名当り 平均 円/日	円	建退共掛金および中退共掛金など 作業員1名当り 平均 円/日	円	建退共掛金および中退共掛金など 作業員1名当り 平均 円/日	円
3 計		円		円		円
4 (1 + 2 + 3) 計		円		円		円
店社諸費用						
I イ. 人件費	役職員給与等の費用 作業員1名当り 平均 円/日	円	役職員給与等の費用 作業員1名当り 平均 円/日	円	役職員給与等の費用 作業員1名当り 平均 円/日	円
ロ. 法定福利費	職員の社会保険の事業主負担額 作業員1名当り 平均 円/日	円	職員の社会保険の事業主負担額 作業員1名当り 平均 円/日	円	職員の社会保険の事業主負担額 作業員1名当り 平均 円/日	円
ハ. 厚生費	職員に対する慰安娯楽費、健康診断、慶弔見舞費用、	円	職員に対する慰安娯楽費、健康診断、慶弔見舞費用、	円	職員に対する慰安娯楽費、健康診断、慶弔見舞費用、	円

(略)

(日本建設躯体工事業団体連合会より)

※ 単価の金額を明記することについては、業界による価格カルテルのおそれがあるという公正取引委員会の指摘を受けた経緯がある。

標準見積書の作成に当たっての検討課題

○ 標準見積書の作成に当たっては、例えば、次のような点について検討を進める必要がある。

(例)

- 標準見積書の様式
- 単価が指し値で決められることが多い中で検討の出発点とすべき単価
- 単価に含まれる法定福利費の切り出し方
- 建設・土木の別、重層化の回数に応じた設定方法
- 個別事業者が様式に記載しようとするときの内訳の算出方法

など

国土交通省直轄土木工事における法定福利費の確保について

- ◆国土交通省では建設業の社会保険の加入徹底に向けた対策を検討しており、関係業界団体・労働者団体等で構成する検討会において、法定福利費については、「発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを周知徹底するとともに、個別の請負契約の当事者間において見積等から適正に考慮するよう徹底する」とこととされた（平成24年2月「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」取りまとめ）。
- ◆国土交通省直轄土木工事における現在の積算では、実態調査による法定福利費の支払額に基づき現場管理費の一部として計上されているが、本来事業者が負担すべき法定福利費（事業主負担分）の額について、予定価格に適切に反映できるように現場管理費率式の見直しを実施。（国土交通省土木工事標準積算基準書）

見直しの結果

	現場管理費に占める法定福利費の割合		予定価格への影響
	見直し前	見直し後	
21工事区分平均	18.75%	22.07%	0.80%

※予定価格への影響は、各工種区分毎の平均工事価格（直接工事費）で算出。

- ◆見直し後の現場管理費率の適用は、平成24年4月1日以降入札する工事から適用する。

法定福利費の確保に向け、行政・元請が行う取組

行政

民間発注者への要請・周知

- ・民間発注者（デベロッパー、ハウスメーカーなど）・団体に対し、下記の事項を周知徹底する。
 - ①建設業において社会保険未加入対策を推進していること
 - ②法定福利費は、本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であり、「発注者・受注者間における法令遵守ガイドライン」に明示していること
 - ③ダンピングの防止や法定福利費の確保に配慮願いたいこと

地方公共団体へのダンピング対策の要請

- ・国と同等以上の水準のダンピング対策の実施
- ・予定価格等の事前公表の取りやめ

ガイドラインへの位置付け

- ・建設業の見積等について定める「建設業法令遵守ガイドライン」に下請からの見積時から法定福利費を適正に確保すべき旨を位置付け

元請団体への要請

- ・元請団体を通じ元請企業に対し、下請契約の見積時から法定福利費を適正に考慮するよう指導
- ・元請団体に対して、専門工事業団体に対し法定福利費内訳表示による見積を要請するとともに、法定福利費の確保を宣言するよう働きかけ

元請

発注者団体への働きかけ

- ・元請団体から発注者団体に対して法定福利費の確保を働きかけ。
- ・受注段階で元請から発注者に対して法定福利費の確保を要請。

元請企業への指導

- ・団体として発注者団体に対してダンピングの防止、法定福利費の確保を働きかけ。
- ・受注段階で発注者に対して法定福利費の確保を図るよう会員企業に呼びかけ。
- ・下請専門団体に対して法定福利費内訳表示による見積を要請。
- ・会員企業に対し、下請からの見積書における法定福利費内訳明示のための標準見積書を活用して法定福利費を適正に確保するよう徹底（諸経費を含めた費目を積み上げつつ値引を一式とする慣行の見直し）。
- ・団体としての下請業者に対して法定福利費相当額を確保する旨宣言。